

# 日本大学中期計画

【平成30年度～令和2年度】

学校法人 日本大学

# 目次

日本大学中期計画策定に当たって	P 1
I 中期計画体系図	P 2
①目的および使命	P 3
②教育理念	P 3
③日本大学教育憲章	P 4
II 中期計画の概要	P 5
III 中期計画の策定	P 6
IV アクションプラン	P 7
教学1 「選ばれ続ける大学」の実現を目指した教育体制の転換	P 7
教学2 学生支援に関する取組	P11
教学3 研究推進に関する取組	P12
経営1 本学資源の効率運用に関する方針	P13
経営2 教学に関する学長ガバナンス体制の徹底・強化に関する方針 ～認証評価に対応した質保証体制の確立～	P15
経営3 安心・安全なキャンパスの実現に関する方針	P15

## 【日本大学中期計画の策定に当たって】

本学は、明治 22 年に創立された日本法律学校を前身とし、令和元年には創立 130 周年を迎えました。現在は、16 学部、通信教育部、大学院 研究科、短期大学部、11 付属高校、5 付属中学校、小学校、幼稚園、認定こども園、(2 病院、2 歯科病院)を有しています。

我が国有数の規模を誇る総合大学である本学は、キャンパスが分散していることもあり、従来、学部等の自治を尊重した運営を行ってまいりました。

しかし、少子化をはじめとする私立大学を取り巻く社会状況や社会が求める私立大学の役割が大きく変化する中で、それらの変化に対応し、社会的評価を得るためには、学部等の特色を活かしつつ、総合大学としてのメリットを最大限に活かした運営へシフトしていく必要がありました。

そこで、平成 20 年には、総合大学としての総合性を発揮するために大学全体に関わる教学戦略を企画・立案する組織を設置するとともに、その設置に先立ち、「部分最適から全体最適」の観点から、財務、人事等を含めた経営全般の改善を図る等の経営戦略を推進するための組織を設置いたしました。これらの新しい組織の下、まずは、全教職員が危機意識、問題意識を共有することから始めました。また、毎年、その一年間に本学が取り組むべき施策を示したレジュメを作成し、全教職員に周知を図ることとしました。さらには、改革を進めるにあたっての本学共通の目標として「日本一教育力のある大学へ」を標榜し、様々な改革に取り組んでまいりました。

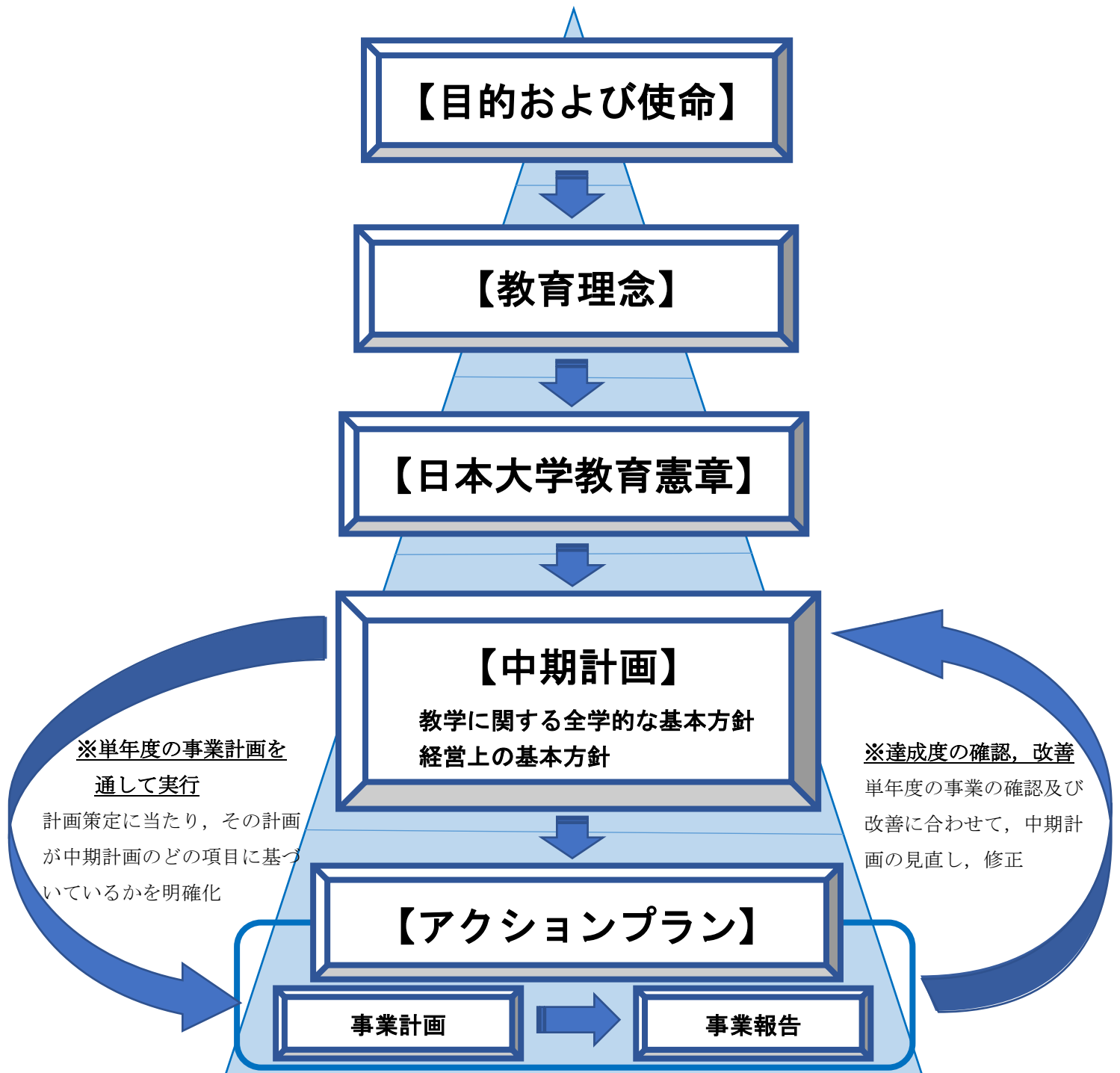
そして、平成 26 年に、田中理事長及び大塚学長が 3 年間の任期中に取り組むべき改革方針として、教学面と管理面から「教学に関する全学的な基本方針」及び「経営上の基本方針」を、それぞれ示しました。この方針を受け、各学部等では「学部等基本計画(3 か年)」を策定し、改革に取り組んできました。また、平成 28 年には「日本大学教育憲章」を制定し、学生と向き合い本学が育成していく人間像の具体的指標を定めました。

さらに、平成 29 年からの新たな任期に取り組むべき方針を、内容の見直しを行った「教学に関する全学的な基本方針」及び「経営上の基本方針」として示しました。なお、今回の中期計画は、既に理事会で決定しているこの二つの方針の内容は変更せず、全体の構成等を見直すのみの変更にと留めているため、既存からある計画とします。また、計画の期間は、方針の対応期限となる令和 3 年 3 月 31 日にまでの 3 年間と中期計画としては短い期間となりますが、ここに示した計画を大学が一つとなり実行し、受験生はもとより、社会から選ばれ続ける大学を目指してまいります。

令和 2 年 2 月 7 日

学校法人 日 本 大 学

# I 中期計画体系図



●本中期計画は、本学の「目的および使命」、これに基づく「教育理念」のもと、本学が育成していく学生の具体的指標である「日本大学教育憲章」を具現化するため、教学、施設・環境の整備、学生支援制度の充実、そして、それらを支える財政基盤、人事体制等確立するための計画となっている。また、中期計画に示された各項目については、毎年度策定している「事業計画」を通じて、具体的に実行するため、各計画が中期計画のどの項目に基づいているかを明確化する。さらに、「事業報告」において単年度の各計画の達成度の確認及び改善を行うとともに必要に応じて中期計画の見直し及び修正を行う。

## ①目的および使命

日本大学は、日本精神にもとづき  
道統をたつとび 憲章にしたがい  
自主創造の気風をやしない  
文化の進展をはかり  
世界平和と人類の福祉とに  
寄与することを目的とする

日本大学は 広く知識を世界にもとめて  
深遠な学術を研究し  
心身ともに健全な文化人を  
育成することを使命とする

【昭和34年改訂】

## ②教育理念

### 「自主創造」

日本人として主体性を認識し、その上でグローバル化に対応できる世界的視野で物事を捉え、それぞれ学ぶ領域や活動体験を生かし「自主創造」の気風に満ちた人材の育成をめざします。

【平成19年制定】

### ③ 日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

#### ◆ 日本大学マインド

##### 日本の特質を理解し伝える力

日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。

##### 多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力

異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。

##### 社会に貢献する姿勢

社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

#### ◆ 「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

##### 自ら学ぶ

###### 豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。

###### 世界の現状を理解し、説明する力

世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

##### 自ら考える

###### 論理的・批判的思考力

得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

###### 問題発見・解決力

事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

##### 自ら道をひらく

###### 挑戦力

あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。

###### コミュニケーション力

他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。

###### リーダーシップ・協働力

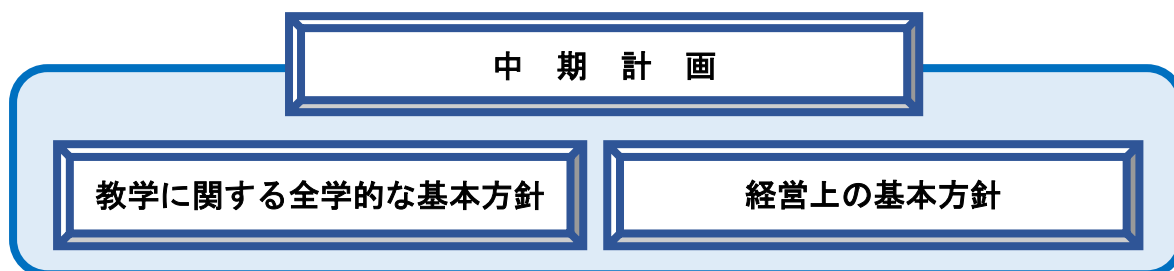
集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。

###### 省察力

謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

【平成28年制定】

## Ⅱ 中期計画の概要



### 教 学

学生の成長を一義的に捉え、「日本大学教育憲章」を基点とした全学的な質保証体制を確立します。教学改革のみならず、施設・環境の整備、学生支援制度の充実など様々な施策に取り組みます。

各学部等においては、その特色を活かしつつ、「教学に関する全学的な基本方針（中期計画）」に基づき具体的な施策を「学部等基本計画（3か年）」として決定し、実行します。これらの施策を各年度の事業計画及び予算編成に反映させることで、健全な大学運営及び適正な事業の遂行を推進します。

なお、「教学に関する全学的な基本方針（中期計画）」を踏まえた「学部等基本計画」の進捗状況については、定期的（各年度7月）に実施する「学長と学部長等との面談」において、確認します。

大学全体として取り組むべき事項については、教学戦略委員会、学務委員会、全学FD委員会、学生生活委員会、研究委員会等で具体的な方策を検討し、学生のニーズや意識、教育指標に照らした達成度などを経年的に測定し、学修環境や学生生活の改善を実行します。

### 経 営

従来の学部単位の視点から付属校までを含めた広い視点に立った上で、法人主導による大学全体を意識した施策を理事会にて立案し、その施策の実現のための具体的な取り組みを法人として実行します。

各学部等においては、学部ごとの特色を活かしつつ、「経営上の基本方針（中期計画）」に基づいた具体的な施策を各年度の事業計画に反映させた上で事業を展開します。各施策の進捗状況については、事業報告書において評価を行うとともに見直しを行います。また、毎年度1月に実施する法人執行部と部科校執行部による財政状況の面談において確認するとともに、年度毎の事業計画と事業報告とを連動させPDCAサイクルを効率的かつ継続的に循環させていくことで適正な事業の遂行を推進します。

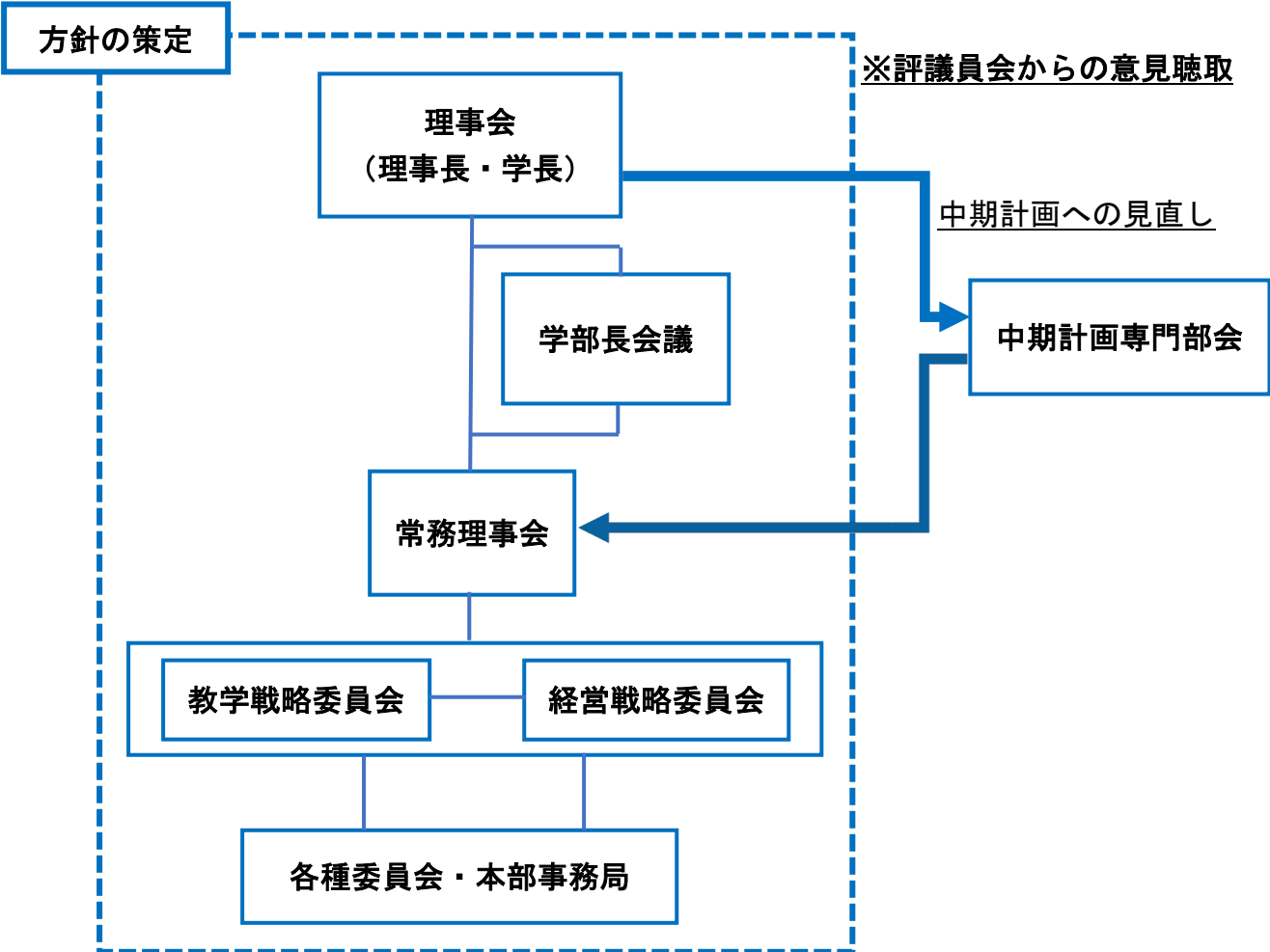
# Ⅲ 中期計画の策定

本学では、理事長及び学長の就任にあわせて、教育面・管理面それぞれから、「教学に関する全学的な基本方針」及び「経営上の基本方針」を策定し、この方針に基づき教学及び経営の運営を行っています。この方針は、まず、本部設置の各種委員会及び本部事務局で取り組むべき課題等を検討します。次に、挙げられた課題等のうち、教学面に関しては副学長を委員長とする「教学戦略委員会」で事業規模や優先度等を踏まえ、「教学に関する全学的な基本方針」の案を策定します。さらに、経営面に関しては常務理事を委員長とする「経営戦略委員会」で「経営上の基本方針」の案を策定します。

これらを理事長、学長、常務理事、副学長で構成される常務理事会で検討したのち、教学面に関しては全学部長の意見聴取を行った上で、理事会で決定します。決定した方針については、学内システム等を用いて教職員に周知徹底を図り、実行しています。

現在の方針は令和2年度末までを期間としていることから、今回、この方針を中期計画と名称変更するとともに、全体の構成等について副学長（学務担当）を委員長とする「中期計画検討専門部会」で見直しをしました。

## 中期計画策定フロー





## IV アクションプラン

### 教 学

学生の成長を一義的に捉え、日本大学教育憲章を基点とした全学的な質保証体制の確立

- 1 「選ばれる大学」の実現を目指した教育体制の転換
- 2 学生支援に関する取組
- 3 研究推進に関する取組

### 経 営

教職員の意識改革を推進し、前例に拘らない新しい発想での実行

- 1 本学資源の効率運用に関する方針
- 2 教学に関する学長のガバナンス体制の徹底・強化に関する方針  
～認証評価に対応した質保証体制の確立～
- 3 安心・安全なキャンパスの実現に関する方針

### 教学1「選ばれる大学」の実現を目指した教育体制の転換

本学における教育体制において“何を教えるか”から学生が“何ができるようになるか”を重視した教育体制への抜本的なパラダイムの転換を図っていくものにします。

また、以下に掲げる施策を実質化し、外形の整備に終始しない実効性あるFDを各学部が推進して、効率的なPDCAサイクルの確立も同時に検討し、実現可能性と継続性も担保した教育体制を確立します。

#### ①「日本大学教育憲章」に基づいた質保証体制の確立

- (1) 「日本大学教育憲章」から「三つの方針」、教育課程の編成（履修系統図）までの一貫性ある教育体系を令和2年度までに実質化
- (2) 日本大学教育憲章上に設定した汎用的能力を現在の学問分野ごとの知識・技能習得を中心とした内容に有機的に組み込んだ体系性あるカリキュラム設計や授業科目の構築
  - ア 多様な能力が習得できるよう、複数の到達目標を掲げた授業を設計（アクティブ・ラーニング等の手法を取り入れるなどして対応）
  - イ 各教員の深い専門性の教授に偏らず、特に学士課程においては、基本を重視した組織的かつ段階的に学生の学修が着実に深まるカリキュラム体系の構築（学科間の類似科目の大括り化など）
  - ウ 「ア」「イ」等による効果的かつ合理的な授業設計による科目群（数）のスリム化—学部ごとに見直しを図り、平成27年度比2割程度の削減
  - エ 多様化する授業手法に適切に対応するシラバスの見直し（到達目標・授業手法・評価方法等を明記）と過度に定期試験に依存する成績評価体制の見直し

オ 学位単位等による評価方針（アセスメント・ポリシー）の策定

- (3) 組織的に取り組む教育の意義の浸透と、関連する科目の担当者同士が連携したカリキュラムやシラバス作成への対応を図る（平成 30 年度カリキュラムより対応）
- (4) 科目の体系化を高度に実現するため、関連科目間での各科目内容を確認し、内容重複等の精査により科目の統廃合等を図る
- (5) 「(2)」「イ」を踏まえた教育体系・教育組織への見直し（学部・学科の再編等）
- (6) 授業科目の質を担保するため、学生が「何をどの程度できるようになるか」を具体的に示した成績評価基準（到達すべき水準）と適切な合格基準の設定
- (7) 「(6)」を適切に評価しうる学生が身に付けていく能力を測る仕組み（ルーブリック・GPA など）の確立
- (8) 教育効果や全学的な授業科目の設置を考慮し、さらにギャップタームの創設も視野に入れた学事日程の共通化と学期制（アカデミック・カレンダー）・教育課程の整備
- (9) 事前・事後学修等も捉えた真に学修成果を前提とした授業時間数（半期 15 週以上）の実質的確保
- (10) 専任教員が主体となった日本大学としての教育の質の担保  
一専任教員の基準授業時間 10 時間（5 講義）については、本来本学諸規程が想定していた学部の授業科目として担当すること。また、兼担制度の積極的な活用により、6 時間（3 講義）以上、大学院を含む本学内の授業科目を担当すること。
- (11) 教育の質保証体制をバックアップしうるデータの活用体制の確立
- (12) 大学全体及び各部科校における上記内容の履行を担保する適切な PDCA サイクル（内部質保証体制）の確立  
（体制確立にむけた今後の対応ポイント）
  - ・質保証体制の方針及び手続の明確化
  - ・質保証に責任を担う組織体制の整備
  - ・明確化された各種方針と PDCA サイクルの関連の明確化

## ② 多様性を生かした全学的な教育の充実

- (1) 令和 2 年度までの全学共通教育科目「自主創造の基礎 1・2」の全学部開講
- (2) 日本大学ワールド・カフェ（N-MIX）の全学部参加と内容の一層の充実
- (3) 「日本大学教育憲章」を充実させる全学共通教育（コアとなる科目）の構築
- (4) 教育課程の最終段階において、それぞれの学生の学修成果を総合的に判断することが可能となるゼミや卒業研究等科目の必修化
- (5) 副専攻制度の積極的な活用による相互履修制度の実質化
- (6) 多様な可能性を持った学生の学内留保を目指した多面的・総合的な評価に基づく転学部・転学科及び編入学試験の実施及び充実

## ③ 質保証体制を実質化する FD の充実（学生の主体的な学びの醸成を視野に）

- (1) 「自主創造の基礎」を基軸とした多様な教育手法等の浸透を図る FD 活動の更な

る充実

- (2) 部科校における教育ワークショップの企画実施と恒常化
- (3) SD の充実と職員が積極的に教育課程編成・FD 等に参画しうる環境の構築及び教員の SD への積極的な参画による教職協働体制への意識の醸成と実質化  
(職員の授業参観・教育ワークショップへの参加・企画への参画, 学内外シンポジウムへの積極的参加等)
- (4) 学生の視点を重視した教育改善の推進
- (5) 学生の学修成果・学修の過程の確認とそれらに対応する改善サイクルの構築  
(形成的評価等の確な評価体制の充実, ポートフォリオ等学修の過程を可視化する仕組みの構築, 各学部の委員会等において実質的にチェックし指摘できる体制の確立)
- (6) 授業改善を目指す開かれた授業への取組の実施 (公開授業, 相互授業参観, 授業研究会等)
- (7) あらゆる学び方をサポートしうるラーニングコモンズ等の充実や図書館共有化の促進など学修環境を担保する設備の充実と正課教育との連携 (図書館環境の改善のための学生協働活動の推進)

以上 1 から 3 の施策により, 学生の学修成果の伸張を図ることで満足度を高め, ひいては退学率 1.5%以下とし, 卒業延期 (留年) 率 10%以下 (平成 26 年度: 15%) を目指します。

#### ④ 大学院組織の見直し

- (1) 学科を基礎に設置されている専攻を融合させる大学院組織への改編 (大括り化)
- (2) 特色を明確にし, ニーズに応じられる大学院組織への改編 (例: 社会人のニーズが高い分野では社会人向けの教育に転換を図る)

#### ⑤ 研究者 (大学教員等) 養成を捉えた大学院教育の質的転換

- (1) 大学院教育の国際化に向けた検討 (英語での学位取得可能なコースの設置等)
- (2) 課程博士の学位授与に向けた取組の検討
- (3) 本学出身教員養成方針 (後継者育成方針) の策定に向けた検討
- (4) 各学部等における本学出身専任教員 (一般教養を含む) の割合が 60%以上となることを目指した教員採用計画の策定・実施
- (5) キャリアパスの整備

#### ⑥ 学士課程教育における研究意識・進学意識の醸成

- (1) 豊富な学術情報を集結し, 本学の学術情報の活用促進を進めるための図書館共用化の推進
- (2) 学士課程において常に疑問を解決に導く探求的思考を醸成する教育の充実

#### ⑦ 学生が自らの強い意志に基づき積極的に海外へ出て, 様々な異文化及び異分野を体験できるような環境を整備

- (1) 大学全体及び学部の海外提携大学の国・地域の多様化と拡充を積極的に推進し、学生のニーズに応えられるようにします。
  - (2) 海外拠点の有効活用により多くの学生を本学から海外へ派遣するとともに、本学での修学を希望する学生を豪州やアジア諸国等海外からより多く受け入れることにより、学生が本学内においても異文化に触れやすい環境を整えます。
- ⑧ 学生が日本と諸外国との文化や社会の相違を意識しながら、海外での学びを通じて世界の情勢や問題を把握し、それを解決するための具体案を自ら発案できるような人材となる基礎を構築するため、各学部・研究科に4学期制、海外インターンシップ、ダブル・ディグリー等についての導入や実施を推進します。
- ⑨ 総合大学の特徴を生かした高大接続教育並びに高大連携教育の推進
- (1) 後期中等教育における学習成果を踏まえた基礎学力強化に向けた検討
  - (2) 「基礎学力到達度テスト」を「高校生のための学びの基礎診断」（旧仮称・高等学校基礎学力テスト）として活用することについての検討と、附属高等学校等を中心とした高大接続教育の推進
  - (3) 大学での学びにつながる高大連携プログラムの開発
- ⑩ 学力の3要素を多面的・総合的に評価・判定する新たな入試制度の構築
- (1) 「大学入学共通テスト」（旧仮称・大学入学希望者学力評価テスト）の利用を踏まえた、国の高大接続改革に伴う令和3年度大学入学者選抜改革への対応（平成30年度に入学者選抜方法等の予告・公表）
  - (2) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと連関した、新たな入試制度におけるアドミッション・ポリシーの見直し
  - (3) 「総合型選抜」（現行AO入試）及び「学校推薦型選抜」（現行推薦入試）における適切な評価方法の確立と入学前教育の拡充
  - (4) 英語の4技能評価に向けた資格・検定試験利用の継続的な検討
  - (5) 入試制度と入学後の学生の成績状況・退学率・卒業率との関連性の調査分析及び選抜方法の妥当性・信頼性の検証
- ⑪ 18歳人口が減少する中での志願者確保に向けた全学的な対応・対策の検討  
（延べ志願者数15万人獲得に向けて）
- (1) 実志願者数増大のための受験生に分かりやすい一般入試の再構築と、N方式第2期参加学部の拡充及び学部A方式の実施方法見直し
  - (2) 入学定員管理の厳格化に対応した合格判定基準、合格発表方法、早期入試募集人員等の継続的な見直し
  - (3) 地方出身者、社会人、外国人留学生、帰国生など多種多様な人材の確保に対応する効果的な学生募集戦略の検討
  - (4) 「日本大学入試センター」と「日本大学入試システム」の一般入試以外の入学者選抜への効果的な利用

## ⑫ 特色ある付属校となるための施策

### (1) 付属校の教育方針の策定と運用

ア 各付属校が「日本大学教育憲章」に定める「日本大学マインド」及び「自主創造の3つの構成要素及びその能力」へ円滑に接続するとともに、それぞれの特色を反映させた教育方針の策定

イ 教育方針に沿った教育内容の実施に対する継続的な点検・評価

ウ 今後も社会から選ばれる学校となるために、学校運営に関しても常に10年先を視野に入れた方策の策定とPDCAサイクルの継続的な実施

### (2) 文部科学省の高大接続改革と次期学習指導要領に対応した教育

ア 「高校生のための学びの基礎診断（仮称）」の有効的な活用の検討

イ 令和2年度導入の「大学入学共通テスト」を見据えた教育の展開

ウ 令和4年度実施の次期学習指導要領を見据えた、学力の3要素を意識した授業の展開

エ 生徒及び児童の学びの深まりを把握するための、ルーブリック等、多面的・総合的な評価方法の確立

### (3) 日本大学のネットワークを活用した施策

ア 学部教員による定期的な講座及び説明会の積極的な実施

イ 各校の出色な教育及びプログラム等の他付属校への周知。また、それに伴う付属校全体のレベルアップの促進

ウ 付属校教員の、自校の価値観だけにとらわれない視野の確保及び教員に求められる資質向上を目的とした人的交流の促進

### (4) いじめ、事故等に対する不断の対策と検証

ア 日本大学危機管理規程だけにとどまらない、付属校として独自の危機管理ガイドライン（仮称）の作成

イ いじめ、事故等の未然防止及び有事の際の適切かつ迅速な対応が可能となる組織力の構築及び実践

ウ 付属校全教職員に対するいじめ、事故等に関する研修会受講の徹底等意識の促進

## **教学2 学生支援に関する取組**

多様な個性を持つ学生一人ひとりが心身ともに健康で、充実し、かつ安全な学生生活を送り、学修に専念できるように、また、自主創造の理念に基づき主体的に進路を選択し、希望する職業に就けるよう生活支援、経済支援、正課外活動支援、就職支援を中心とした総合的支援を行います。

### ① 豊かな人間性を育む正課外活動及び生活指導の充実

(1) 特色ある正課外活動を通じた自ら道をひらく力の向上

(2) 退学防止を主眼としたサークル加入率の向上

(3) ボランティア活動への積極的参加の推進

(4) クラス担任制度の実質化による生活指導の強化

## ② 奨学金制度の整備

- (1) 経済的事由による休・退学の解消を目指す
- (2) 災害時を含む家計が急変した学生に対する奨学金の全学的整備

## ③ 障害者差別解消法に則った多様な学生等に対する支援体制の構築

- (1) 障害学生に対する日本大学の基本ポリシーの公開
- (2) 本部学生相談センターを中心とした各学部学生相談室の連携強化による支援体制の統一化
- (3) 各学部学生相談窓口の一本化による支援体制の強化
- (4) 学生及び教職員に対する情宣活動の強化
- (5) 障害学生に対する就職支援の強化
- (6) LGBTs 学生に対する対応の検討

## ④ 就職支援の充実

- (1) 全学的就職支援行事の再構築
- (2) 初年次から受講できるキャリア講座の更なる充実
- (3) 地方就職希望者に向けた支援の充実
- (4) 就職満足度の把握と向上

## ⑤ 公務員志望者の合格へ向けた支援の充実

- (1) 国家公務員総合職合格者数の2桁到達に向けた支援体制見直しと強化充実
- (2) 地方公務員試験合格者数の1.5倍増（平成28年度比）に向けた支援体制見直しと強化充実

## ⑥ 留学生に対する支援

- (1) 学生寮の留学生比率の向上及び日本人学生との交流促進
- (2) 初年次からの日本における就職活動の啓発に始まる就職支援の強化

## **教学3 研究推進に関する取組**

最先端の研究成果を社会に還元し、その研究成果を教育に生かすことは当然であるが、更に日本大学マインドと「自主創造」を構成する能力を持つ研究者が、学生にそのマインドと能力を修得させるよう、学生と向き合い一緒になって研究に取り組みます。

### ① よりよい未来と健康な社会を作る日本大学発イノベーションの実現

- (1) 社会的課題解決のため、社会ニーズを捉えた産官学連携研究の推進
- (2) 産業界・地域等との連携による課題解決、地域経済活性化に貢献する研究活動の積極的展開

### ② 社会の必要に応じた社会に活力を与える人材の育成

- (1) 世界で活躍できる若手研究者及び大学院生の育成
- (2) 若手研究者が自立して研究できる環境の整備

(3) 学生の産学連携活動等への参画及び知的財産を教育に還元できる環境の整備

### ③ 共同研究の推進並びに先駆的・独創的な研究成果の創出及び発信

- (1) 外部研究資金の積極的な獲得。令和2年度までに受託・共同研究16億円/年、科学研究費助成事業の採択件数750件/年を目指す
- (2) 国内外の大学及び研究機関との共同研究の推進
- (3) 新たな「知」を生み出すための基礎研究力の強化
- (4) 学術誌への掲載論文数増加及び高被引用数論文数増加のための取組強化
- (5) 学術論文のオープンアクセス化の推進

### ④ 学部連携に基づく異分野協働型の研究拠点の形成

- (1) 学部連携による学際的研究活動の促進と新学術研究分野の開拓
- (2) 本学のスケールメリットを活かした研究拠点の形成
- (3) 大学及び学部付置研究所の抜本的見直し
- (4) 研究施設・設備・図書館の学部間共同利用の促進

## 経営1 本学資源の効率運用に関する方針

### ① 人事配置に関する方針

#### (1) 教員配置数の適正化

ア平成28年度から実施している教員配置計画に基づく教員配置を継続して実施する。教員配置については大学設置基準の定める専任教員数を満たした適正な運用のため、必要に応じて見直しを行うこととする。また、「教学に関する全学的な基本方針」に定める「本学出身専任教員の割合が60%以上」を実現するため、さらに各学部における教員組織の適正な年齢構成バランスを考慮し、その管理を継続

#### (2) 授業科目数及び専任教員の持コマ数の適正化

ア学生・生徒の受講状況に合わせた授業コマ数の適正化(教学1-①-(2), (11))

#### (3) 部科校間を越えた授業科目担当教員の積極的な活用(教学1-①-(2))

ア兼担制度の活用による人件費の抑制

#### (4) 事務組織等の一元化及び事務職員配置数等の適正化による合理的な管理運営体制の構築

組織の効率化及びスリム化を目的とした本部・部科校組織の再編及び生産性の高い業務遂行に資する人事制度について検討する。また、事務組織の一元化に併せて、都心を中心にキャンパスの相互利用及び未利用施設の再活用についても検討を行い、本学資産の有効的な活用を推進

#### (5) 全学統一の人事評価制度の構築

多面的評価制度を含む公正性の担保された人事評価制度を検討し実施する。検討する人事評価制度は、その評価結果を昇進・昇格の際の判断材料として活用

#### (6) 本学出身者の教員採用及び若手教員の育成促進案の策定

「教学に関する全学的な基本方針」に定める「本学出身専任教員の割合が60%以上」を実現するため、学務部で行っている大学院改革の施策を検討し実施

また、本学のスケールメリットを活かし、附属高等学校の教育現場において、大学教員や研究職と接する機会を設けるなど、早期からの職業意識形成教育の一環として教員を志す人材の育成に資する施策を検討し実施

## ②大学全体を意識した施設及び業務の効率運用に関する方針

- (1) 校舎等の設計・工事の共同化及びキャンパスの共同利用  
業務の効率化と品質確保の両立を目的として、工事監理業務を設計事務所に外部委託し、工事監修及び監査を管財部営繕課が行うことを検討
- (2) 研究設備等の共同利用及び共同利用による新たな研究分野の発見  
(教学3-③)
  - ア 研究施設・設備の学部間共同利用により研究リソースの有効活用を推進
  - イ 本学のスケールメリットを生かした学部間連携による学際的研究と産学官連携研究の推進による外部研究費の獲得
  - ウ 若手研究者による新機軸の創造（異分野協働型研究）を支援する新たな助成制度の確立
- (3) 分散する各種情報・事務システムの一本化による効率運用
  - ア 全学的に利用できる仮想環境（クラウド）を用意し、部科校のシステムの一元管理を目指す。その上で同様なシステムは整理統合することで業務の統一化を行い、業務の効率化を図る。
- (4) 広報業務の共同化・効率化
  - ア スケールメリットを生かした広報戦略により、本学のブランディング効果を高めていくとともに、受験者数の更なる拡大を目指す
  - イ 私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努めるため、情報の開示を実施

## ③財務一元化の推進による戦略的な法人運営に関する方針

- (1) 財政調整積立金制度の充実
  - ア 部科校を単位とする財務運営から、法人全体を一元化した財務運営に転換する「財務一元化」を推進させるために、新たな積立金制度として「財政調整積立金制度」を施行し、法人の重点施策を推進し、戦略的な法人運営を可能とするとともに、部科校の諸活動を維持するために必要となる資金の確保を、積立金を充実させることで実現

## ④法人施策のさらなる推進及び実現に関する方針

- (1) 理事会を中心とした意思決定の確立
  - ア 学校法人におけるガバナンス機能の強化・改善を図り、戦略的かつスピード感のある大学運営体制を構築
- (2) 130周年記念事業となる板橋病院建設計画の推進及び病院経営健全化の実現
  - ア 130周年記念事業としての板橋病院建設計画の具体化を進めると並行して、収支バランスの改善を図る。



## ⑤日本大学事業部の積極的活用による「日大力」のさらなる強化に関する方針

### (1) 物品等の共同調達

ア パソコン・机・椅子等について全学的な共通仕様を定め、対象となる物件等を全学的に共同調達を行い、本学のスケールメリットを活かした調達を推進し、経費削減を図る。また、パソコン機器の統一化により、管理業務を合理化し、セキュリティ対策の向上を図る。

### (2) 業務委託（清掃，警備，施設設備保守・管理）の共同化

ア 案件ごとに契約していた外部委託業務を集約する（共同化）ことにより、費用の低減化と業務の効率化を図る取り組みを進める。

### (3) 板橋病院を中心とした建設計画での積極的活用による効率的経営の検討及び実現

ア 従来の物品調達，業務委託の共同化に加えて，建設計画についても，日本大学事業部を通じての共同化を推進し，本学資金の内部循環システムの強化・向上を図る。

## 経営2 教学に関する学長のガバナンス体制の徹底・強化に関する方針 ～認証評価に対応した質保証体制の確立～

※教学事項で対応

## 経営3 安心・安全なキャンパスの実現に関する方針

### ①コンプライアンスの徹底

- (1) 構成員に対する人権侵害防止に向けた啓発活動の実施
- (2) 人権侵害や法令違反等に係る相談態勢の充実
- (3) 適正な情報管理の徹底

### ②危機管理及びリスク管理体制の構築

- (1) 日本大学危機管理基本マニュアル，危機管理(大規模災害[自然災害・事故]等)対応マニュアル及び危機管理(不正・不祥事案等)対応マニュアル等の法人全体としての危機管理マニュアルの策定及び周知徹底
- (2) 部科校等における危機管理マニュアルの作成・整備
- (3) 危機意識の醸成を図ることを目的としたセミナー等の開催による啓発活動の実施

以 上